

生活困窮者自立支援制度の概要・理念について

令和 5 年度生活困窮者自立支援制度人材養成研修 【共通カリキュラム】

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
生活困窮者自立支援室
室長 米田 隆史

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

目次

- 1 生活困窮者自立支援制度の概要
- 2 生活困窮者自立支援制度の目標・基本理念
- 3 関連トピック

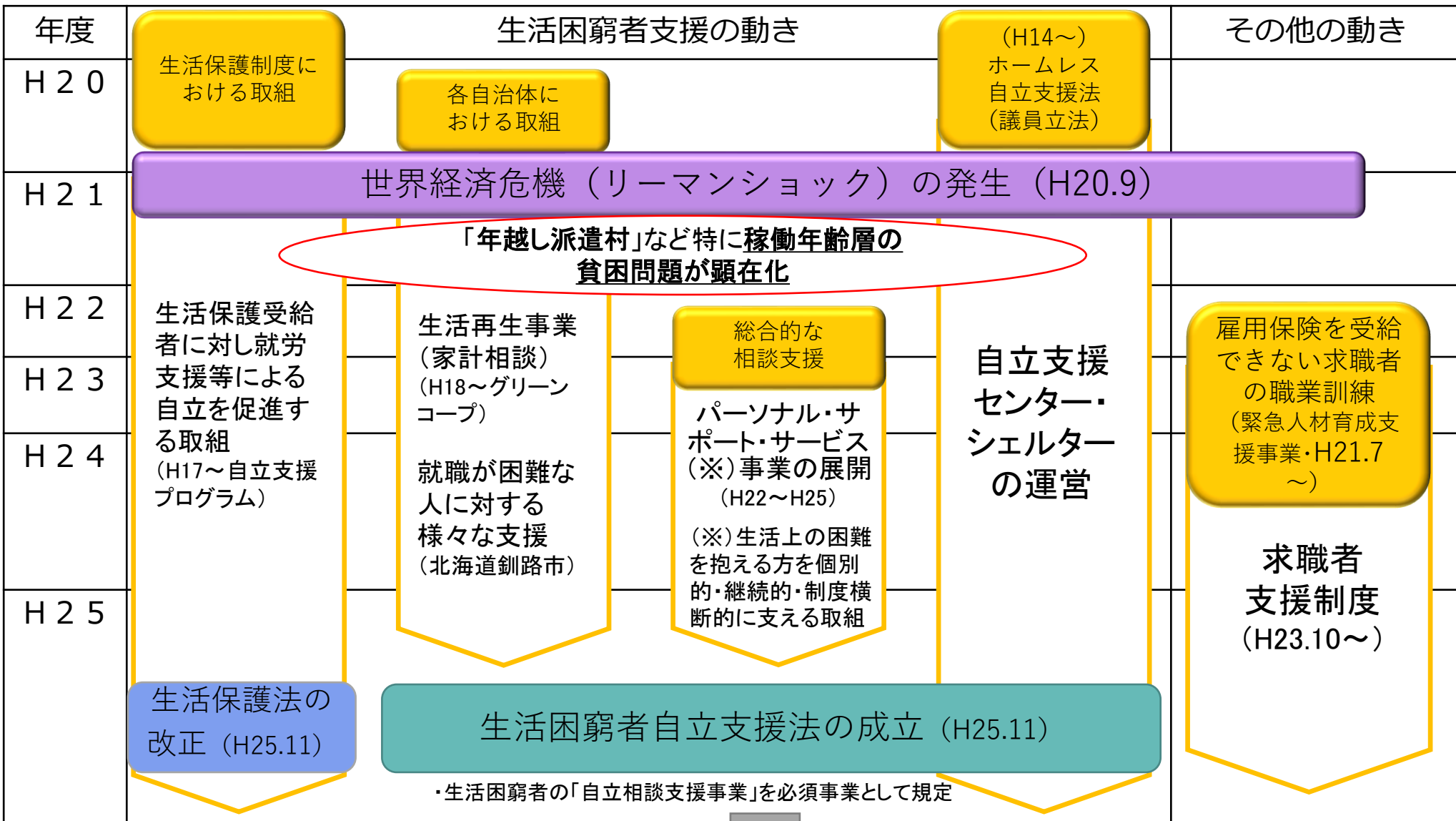
生活困窮者自立支援制度の概要

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

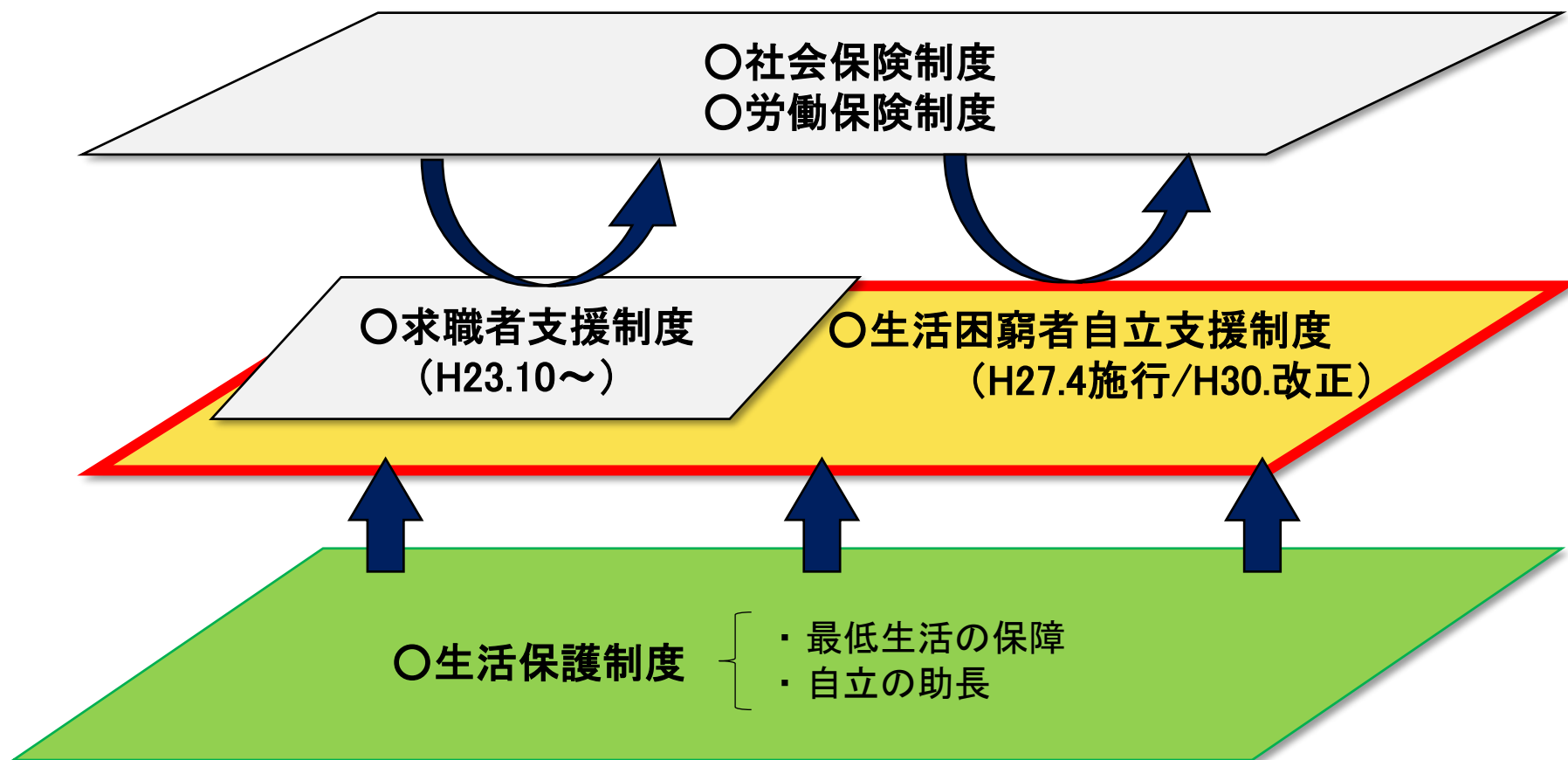
生活困窮者支援の経緯



H27.4 生活困窮者自立支援法の施行

生活に困窮する者に対する重層的なセーフティネット

【第1のネット】
【第2のネット】
【第3のネット】



【制度の意義】

○生活困窮者の「第2のセーフティネット」を全国的に拡大し、包括的な支援体系を創設するもの。（重層的なセーフティネットの構築）

生活困窮者自立支援制度の体系

R5予算：545億円

+ R4二次補正予算：60億円（※）

※新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金等



来所
訪問

包括的な相談支援

本人の状況に
応じた支援

◆ 自立相談支援事業

- 全国907自治体で1,388機関
- 生活と就労に関する支援員を配置したワンストップ相談窓口
- 一人一人の状況に応じ、自立に向けた支援計画を作成

再就職のために
住まいの確保が必要

◆ 住居確保給付金の支給

- 就職活動を支えるための家賃費用を有期で給付

就労に向けた
手厚い支援が必要

□ 就労準備支援事業

- 一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練

□ 認定就労訓練事業

- 直ちに一般就労が困難な方に対する支援付きの就労の場の育成

家計の見直しが必要

□ 家計改善支援事業

- 家計を把握することや利用者の家計改善意欲を高めるための支援

緊急に衣食住の
確保が必要

□ 一時生活支援事業

- 住居喪失者に一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
- シェルター等利用者や居住困難者に一定期間の見守りや生活支援

子どもに対する
支援が必要

□ 子どもの学習・生活支援事業

- 子どもに対する学習支援
- 子ども・保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育・就労に関する支援等

自立相談支援事業

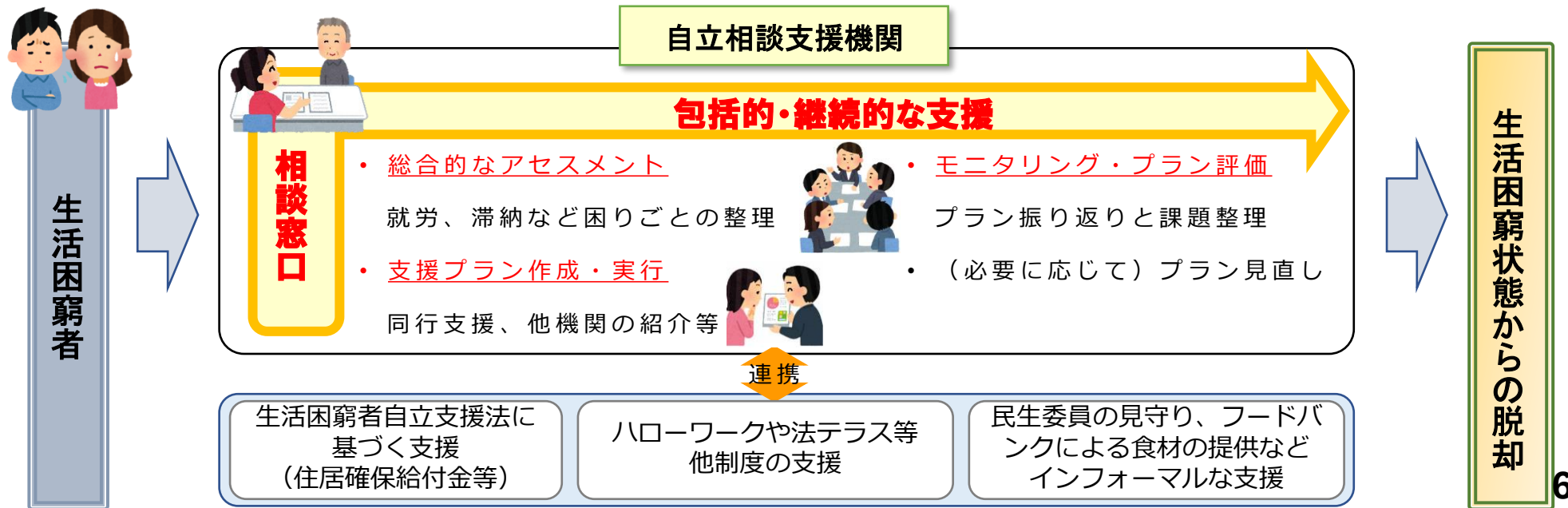
- 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、
 - ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析（アセスメント）し、そのニーズを把握
 - ② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画（プラン）を策定
 - ③ 自立支援計画（プラン）に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行う。

実施箇所

- ・ 全国**1,388カ所**に設置（福祉事務所設置自治体 907自治体）
- ・ 6割は委託、3割は自治体直営、1割は直営＋委託
（委託のうち8割は社会福祉協議会）

支援体制

- ・ 主任相談支援員、就労支援員、相談支援員を配置
※世田谷区の場合、区内6カ所に自立相談支援機関を設置。
1機関あたり6～7名（事務補助含む）
※社会福祉士や精神保健福祉士などの専門資格者を配置している場合もあり。



自立相談支援事業の体制について

○ 自立相談支援機関において、以下の3職種を配置することを基本とする。

※ 各職種には主に以下のような役割が求められるが、自治体の規模等によっては、相談支援員が就労支援員を兼務することなども可能である。しかしながら、それぞれの役割に縛られ過ぎるのではなく柔軟に対応することも重要である。

職種	主な役割
主任相談支援員	○相談支援業務のマネジメント ・支援の内容及び進捗状況の確認、助言、指導 ・スーパービジョン（職員の育成） ○高度な相談支援（支援困難事例への対応等） ○地域への働きかけ ・社会資源の開拓・連携 ・地域住民への普及・啓発活動
相談支援員	○相談支援全般 ・アセスメント、プランの作成、支援調整会議の開催等一連の相談支援プロセスの実施、記録の管理、訪問支援等（アウトリーチ） ○個別的・継続的・包括的な支援の実施 ○社会資源その他の情報の活用と連携
就労支援員	○就労意欲の喚起を含む福祉面での支援 ○担当者制によるハローワークへの同行訪問 ○キャリア・コンサルティング ○履歴書の作成指導 ○面接対策 ○個別求人開拓 ○就労後のフォローアップ等

住居確保給付金

対象者

離職・廃業や休業等により、住居を失うおそれが生じている方等

概要

支給対象者

以下①又は②の者

- ①離職・廃業後2年以内の者（当該期間に疾病等やむをえない事情があれば最長4年以内）
- ②自己の責めによらず収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある者

支給要件

一定の収入要件（※）、資産要件、求職活動要件あり

※市町村民税均等割＋家賃額程度の水準、特別区では単身13.8万円、2人世帯19.4万円

求職活動要件

原則、①による求職活動を行う。ただし、自営業者の場合は、一定の要件の下、②による取組みも可とする。

- ①公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で求職の申込みをし、求職活動を行う。
- ②公的な経営相談先へ経営相談の申込みをし、その助言等に基づいて、業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行う。

支給額

家賃額（住宅扶助額を上限）

（特別区では単身5.4万円、2人世帯6.4万円）

支給期間

原則3か月（求職活動等を行っている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））



期待される効果

- 就職活動時に必要となる安定した住まいの確保により、就労自立を実現。

就労準備支援事業

【実績】

- ・622自治体(77%)(R4)
- ・利用4,463件(R3)

対象者

長期離職者や対人関係の不安等により、すぐに就職活動をするのが難しく、就労に向けた準備が必要な者

支援のイメージ

- 対象者の様々な状態像に応じて、多様な支援メニューを組み合わせたプログラムを作成。
- プログラムにより、社会(就労)生活の基礎能力の形成に向け、計画的かつ一貫した支援を実施(最長1年)。

対象者の様々な状態像

- 就労するための生活習慣が整っていない
- 他者との関わりに強い緊張や不安を抱えており、コミュニケーションが苦手(避けてしまう)
- 自尊心や自己有用感を喪失しており、就労に向けた一歩が踏み出せない
- 就労の意思が希薄・就労に関するイメージが持てない、就労に必要な情報が不足 等



様々な状態像に対応できる多様な支援メニュー

- 本人のニーズ・課題に合わせ、日常生活自立、社会生活自立、就労自立の3つの自立を想定した多様な支援メニュー
- 通所、合宿等の様々な形態で実施

(多様な支援メニューの例)

- ・ワークショップ ・セミナー ・グループワーク ・職場見学 ・就労体験 ・模擬面接
- ・応募書類作成指導 ・キャリアコンサルティング ・ボランティア活動への参加 等

(生活・健康講座)



(農作業体験)



(封入作業)



(PC講座)



(就職面接等の講座)



期待される効果

- 社会(就労)生活の基礎能力の習得や社会体験活動を通して、就労に向けたステップアップを図ることができる。

認定就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）

【実績（R4.3.31時点）】

- ・認定件数2,042件
- ・利用件数547件

対象者

就労準備支援事業を利用しても一般就労等への移行ができない者等、就労する上でまずは柔軟な働き方をする必要のある者

支援のイメージ

○認定を受けた法人で実践的な訓練を、段階的（非雇用型～雇用型）に行うことで、就労に必要な知識や経験を習得することを目指す。



＜就労＞

- ・一般就労
 - ・福祉的就労
- 等本人が希望する選択肢へ

【非雇用型】（無償・有償）

- ・労働基準関係法令適用対象外
- ・無償/有償での就労訓練が可能
- ・働き方や作業内容については、本人の体調や能力に合わせ組み替え等の配慮

【雇用型】（賃金）

- ・労働基準関係法令適用対象
- ・最低賃金～該当企業の給与規定に沿った賃金が支払われる
- ・就労条件における一定の配慮（労働時間、業務内容の組み替え、出勤について柔軟な対応）

就労訓練中の支援計画やモニタリング等、就労支援担当者（※）は本人と事業所担当者等と話し合いながら、支援を継続

（※）就労支援担当者の業務
（事業所ごとに1名以上配置）

- ①訓練計画等の策定
- ②対象者への必要な相談、指導等
- ③関係機関との連絡調整 等

自立相談支援機関（就労支援員）による定期的・継続的なアセスメント

連携

認定の仕組み

認定主体
（都道府県、政令市、中核市）

申請

認定



（社会福祉法人、NPO法人、株式会社等）

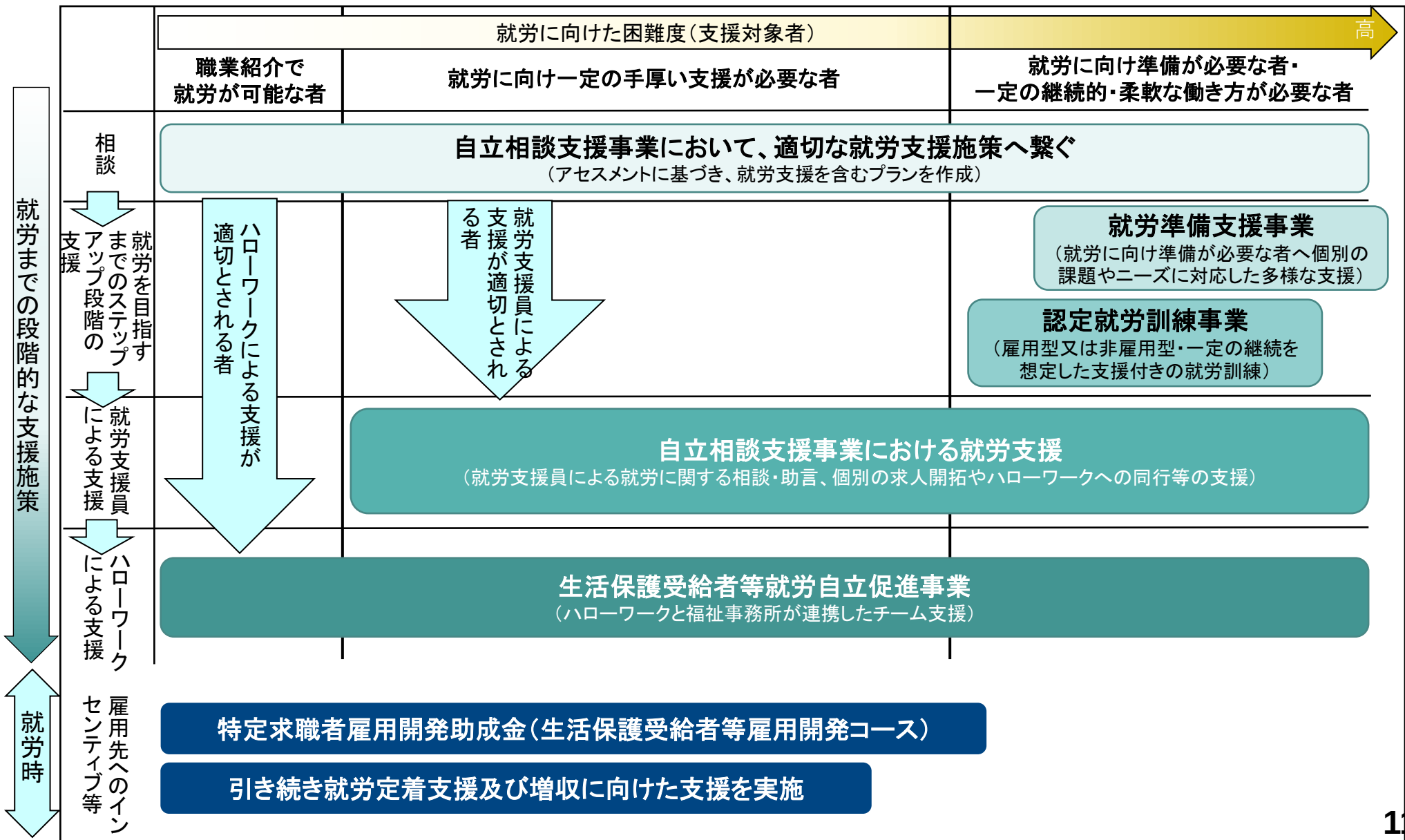
認定の主旨

- 事業所へのインセンティブの付与
（税制優遇や優先発注の仕組みの活用）
- 貧困ビジネスの排除
（法人や事業所の運営の健全性を担保） 等

期待される効果

- 対象者の状況に応じた柔軟かつ多様な働き方を可能とし、本人が希望する就労に向けたステップアップを実現。
- また、就労訓練事業所の開拓等を通じて、地域における社会資源の開拓（地域づくり）を実現。

生活困窮者に対する就労支援の全体像



対象者

家計の状況がわかっていなかったり、収支の変化が大きかったり、債務や滞納等を抱えていたりする生活困窮者

支援のイメージ

- 家計の状況を把握することや家計の改善の意欲を高めることを支援
- 家計の状況を「見える化」したうえで、本人を含む世帯全体の家計収支等に関する課題の評価・分析(アセスメント)を行って状況に応じた家計再生プランを作成し、生活再建等に向けた具体的な支援を実施
 - ①家計管理に関する支援(家計表等の作成支援、出納管理等の支援)
 - ②滞納(家賃、税金、公共料金等)の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
 - ③債務整理に関する支援(多重債務者相談窓口との連携等)
 - ④貸付のあっせん 等

支援の流れとねらい

家計に対して指導を行うわけではない

基本的な形

1. 世帯の家計の見える化
(相談時家計表の作成)



2. 月単位又は数年先の家計推移の見通しを立て、家計計画を検討
(家計計画表・キャッシュフロー表の作成)



3. 継続面談を通じたモニタリング

・・・収支を把握し本人自ら「いくら足りないか」に気づく

・・・家計改善支援員とのやりとりの中で「何を増やし、何を減らすか」を本人が自分で考え、見通しを立て、家計の改善意欲を高める(各種給付制度の利用や契約の見直し等については支援員がアドバイス)

・・・本人が自力で家計管理できるようになるまでの支援

【本人の状況に応じて組み込む支援】滞納している税・公共料金等や債務の分納・償還、貸付のあっせん等

期待される効果

- 家計はもとより、その背景にある生活全般にわたる課題を把握することができる。
- 自力で家計管理できるようになって世帯としての家計基盤が整い、将来の収支変動にも対応可能に。
- 滞納している税・公共料金等や債務等を解消することにより、生活が安定。

一時生活支援事業（シェルター事業、地域居住支援事業）

【実績】

- ・シェルター:331自治体(37%)
(R3)
- ・地域居住支援:55自治体(R4)

対象者

- 一時生活支援事業(シェルター事業):路上生活者や、終夜営業店舗等にいる一定の住居を持たない不安定居住者
- 地域居住支援事業:シェルター退所者や居住に困難を抱える、地域社会から孤立した状態にある低所得者

支援のイメージ

自立相談支援機関

巡回相談・
訪問指導


住居に不安を
抱えた
生活困窮者
路上、河川敷、
ネットカフェ、
サウナ、友人宅

シェルター事業

＜当面の日常生活支援＞

- ・宿泊場所や食事の提供 ・衣類等の日用品を支給 等

※自立相談支援機関と連携し、住居の確保や就労に向けた支援等も実施。

地域居住支援事業

①入居に当たっての支援

- ・不動産業者等への同行支援 
- ・保証人や緊急連絡先が不要な物件、低廉な家賃の物件情報の収集

②居住を安定して継続するための支援

- ・訪問等による居宅における見守り支援 

③環境整備

- ・地域とのつながり促進支援 ・協力を得やすい不動産事業者等とのネットワーク構築 等

※これまでシェルター事業の実施が前提だったが、令和5年10月より単独実施を可能とする運用の見直しを行う予定。

期待される効果

- シェルター事業:利用している間に、住居の確保や就労に向けた資金の貯蓄等が実現し自立が可能になる。
- 地域居住支援事業:社会的孤立を防止するとともに、地域において自立した日常生活を継続できるようになる。

子どもの学習・生活支援事業

【実績】

- ・596自治体(66%)(R4)
- ・利用件数39,606(R4)

対象者

生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもとその保護者

支援のイメージ

- 将来の自立に向けた包括的な支援：単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けきめ細かで包括的な支援を行う。
- 世帯全体への支援：子どもの学習・生活支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。

＜子どもの課題とその対応＞

生活困窮世帯の子ども等を取り巻く主な課題

学習面

- ・高校進学のための学習希望
- ・勉強、高校卒業、就労等の意義を感じられない

生活面

- ・家庭に居場所がない
- ・生活習慣や社会性が身についていない

親の養育

- ・子どもとの関わりが少ない
- ・子育てへの時間的・精神的余裕がない

上記課題に対し、総合的に対応

子どもの学習・生活支援事業

学習支援

(高校中退防止の取組を含む)

- ・日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ
- ・高校進学支援
- ・高校中退防止(定期面談等による細やかなフォロー等) 等



生活習慣・育成環境の改善

- ・学校・家庭以外の居場所づくり
- ・生活習慣の形成・改善支援
- ・小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等親への養育支援を通じた家庭全体への支援 等



教育・就労(進路選択等)に関する支援

- 高校生世代等に対する以下の支援を強化
- ・進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供
- ・関係機関との連携による、多様な進路の選択に向けた助言 等



期待される効果

- 子ども本人と世帯の双方にアプローチし、子どもの将来の自立を後押しできる。(貧困の連鎖防止)

生活困窮者自立支援制度の目標・基本理念

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

生活困窮者自立支援法の対象と支援の在り方

生活困窮者の定義

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者



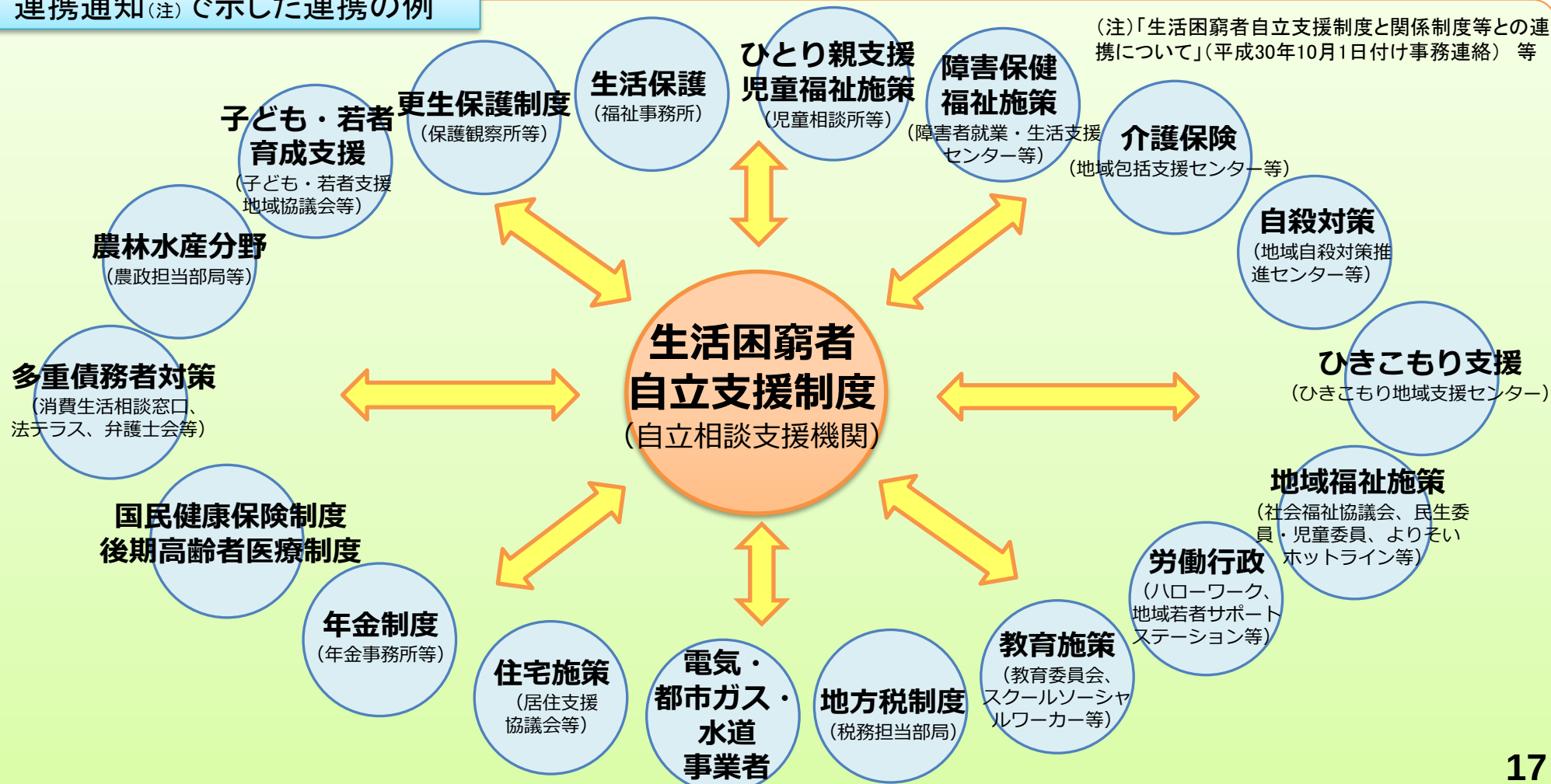
支援のポイント

- ☑ 相談に際して資産・収入に関する具体的な要件はなく、複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応
- ☑ 生活困窮者の中には、社会とのつながりが薄れ、自らサービスにアクセスできない者も多いことから、アウトリーチも行いながら早期支援につながるよう配慮するとともに、孤立状態の解消などにも配慮。
- ☑ 支援に当たっては、法に定める各種事業、法外の関連事業、インフォーマルな取組などと連携。
- ☑ 既存の社会資源では生活困窮者の課題に対応できない場合には、地域における関係者との協議を通じて、新たな社会資源を開発。

生活困窮者自立支援制度における他制度との連携

- 生活困窮者自立支援制度においては、他制度と連携しつつ、本人の状態像に応じたきめ細かい支援を実施することが重要。
また、支援を必要とする方に確実に支援を届けるというアウトリーチの観点から、関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことが必要。
- さらに、地域資源の開発に当たっても、他制度のネットワークや他機関と連携することが重要。

連携通知^(注)で示した連携の例



● 2つの目標

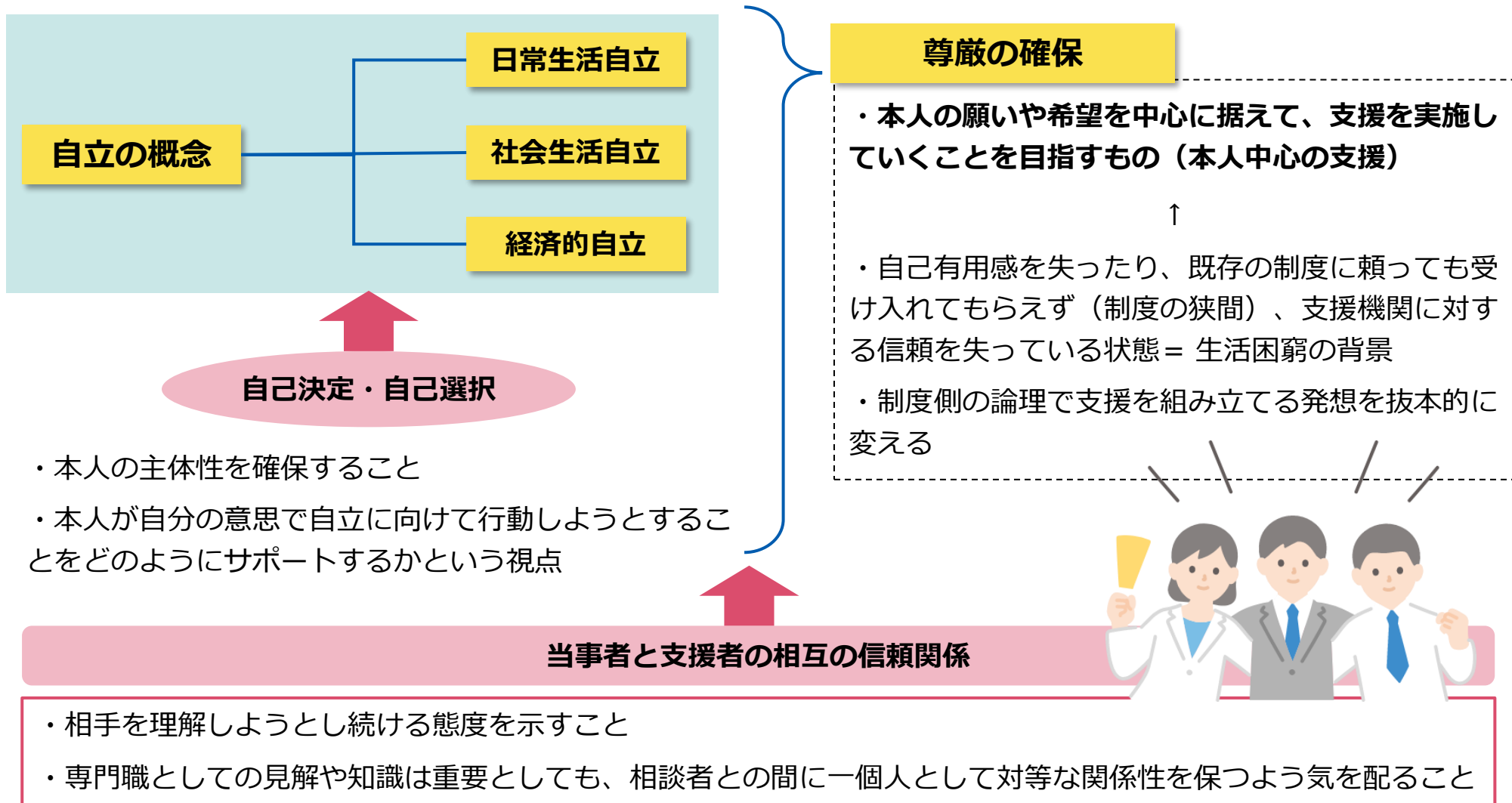
- ① 生活困窮者の自立と尊厳の確保
- ② 生活困窮者支援を通じた地域づくり

● 5つの支援

- ① 包括的な支援
- ② 個別的な支援
- ③ 早期的な支援
- ④ 継続的な支援
- ⑤ 分権的・創造的な支援

生活困窮者自立支援制度の理念（2つの目標）

① 生活困窮者の自立と尊厳の確保



補足：当事者の生きてきた背景や思いを尊重すること

ひきこもりの状態にある方に対する相談支援の際に欠かせない基本的な姿勢は、ひきこもりの状態にある方やその家族が相談窓口につながるまでの間、それぞれ悩みながら生きてこられた事実を重く受け止め、それまでの人生に最大の敬意を払い、本人やその家族の暮らしを変えたいという思いを何よりも尊重し、その心情に寄り添う一貫した姿勢が望まれること

「ひきこもりの状態にある方やその家族から相談があった際の自立相談支援機関における対応について」
令和元年6月14日付け社援地初0614第1号厚生労働省社会・援護局長通知より抜粋

生活困窮者自立支援制度の理念（2つの目標）

② 生活困窮者支援を通じた地域づくり

＜地域づくりの必要性＞

- ・生活困窮者の早期発見や見守りは、地域のネットワークを強化することも大切（公的制度だけでは対応できない）。
- ・本人の複合的課題を解決するため、包括的（フォーマル・インフォーマル）支援が必要になり、さまざまな分野や地域住民との連携が必要である。
- ・就労支援においては、地域の企業での就労体験や就労訓練、そこで働く地域の人との関わりが本人の自己肯定感や自尊感情を取り戻す機会になる。
- ・地域の課題を生活困窮者自身が解決していく地域づくりの担い手となり、「支援される側」「支援する側」という立場を超えて地域の中で生きていくことができる。

京都府京丹後市

社会的孤立者支援拠点施設

- 閉鎖された保育所を活用し、社会的に孤立している人をサポートする目的で、拠点施設「黒部の居場所『ひまわり』」を平成28年1月にオープン。
- 拠点施設では、ひきこもりなどで外に出ることに慣れていない人を対象とした社会参加支援のほか、労働者協同組合と連携した就労体験による居場所づくり事業等を実施し、自立相談支援機関が利用につなげている。
- 地域住民を対象としたイベントを定期的に開催することで、多世代交流イベント等を通じた地域との繋がりがりや、1次産業等の地域資源を活用した都市農村交流を行うなど、支えあい、助け合う地域づくりに取り組んでいる。

※令和2年度実績

社会参加支援：4人 就労体験：18人 施設利用者約1,000人

※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」アンケート調査速報値（北海道総合研究調査会）において、「居場所づくりの取組を行っている」と回答した自治体の事例を基に、困窮室でヒアリングを実施して整理したもの。

新しい生活困窮者支援の形（5つの支援の形）

包括的な支援

生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応するため、関係機関等とチーム支援を行い、包括的な支援を行う。

個別的な支援

生活困窮者がおかれた状況はひとりひとり異なるため、適切なアセスメントを行いながら、本人に合ったサービスや制度を提供していく。本人の自尊感情や自己肯定感を育みながら、次のステップに進めるような視点が必要。

早期的な支援

問題を長期化させず、アウトリーチ等を通じて早期に支援を行うことにより、効果を上げることができる。やみくもに本人の就労を急がせるといったことではないことに注意を払う。

継続的な支援

本人の状態に合わせ、支援を切れ目なく段階的・継続的に提供する必要がある。また、支援が終了した後も必要に応じてフォローアップしたり、地域全体で継続的に支援することを考えることも必要。

分権的・創造的な支援

上記支援を実現するには、地域の特性を知り、地域ごとの解決策を見いだすことが必要。地域をアセスメントし、既存の社会資源と繋がりながら、不足しているものについては創造していくことが不可欠。

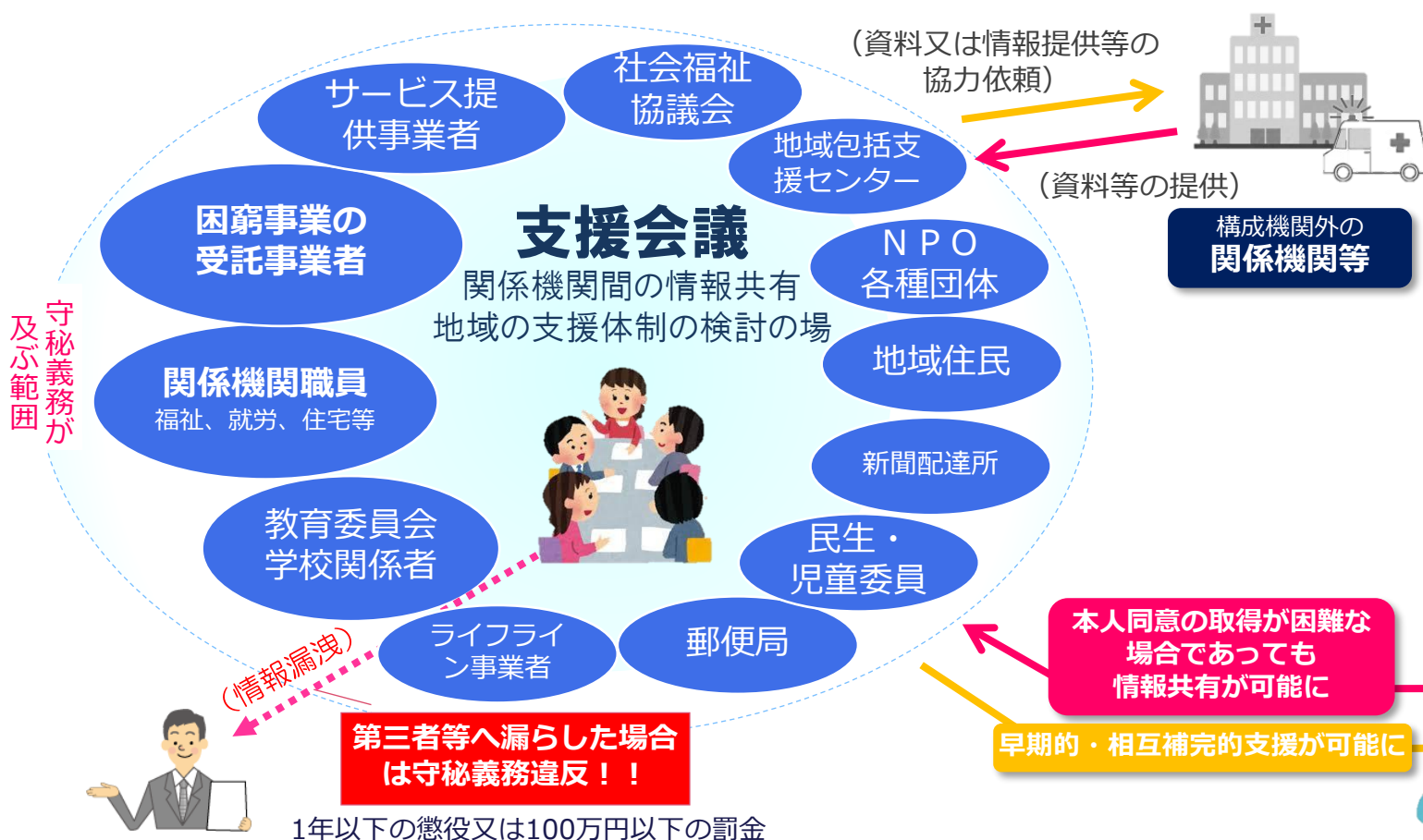
生活困窮者自立支援法に基づく支援会議

目的

- 関係機関の狭間で適切な支援が行われなかった事例の発生を防止
- 深刻な困窮状態にある世帯など支援を必要とする人を早期に把握し、確実に相談支援につなげる

会議で行うこと

- 地域において関係機関等がそれぞれ把握している困窮が疑われるような個々の事案の情報の共有
- 地域における必要な支援体制の検討



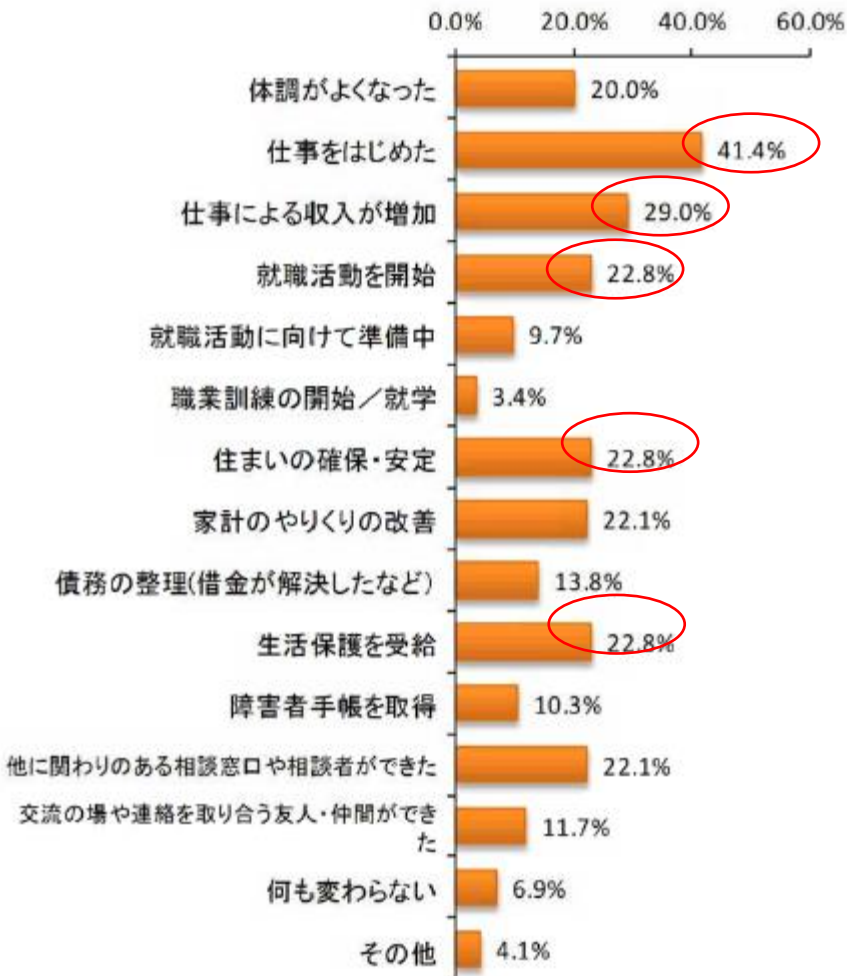
支援会議で取扱う主な事例

- ◆ 本人の同意が得られないために支援調整会議で共有を図ることができず、**支援に当たって連携すべき庁内の関係部局・関係機関との間で情報の共有や連携を図ることができない事案**
- ◆ 同一世帯の様々な人がそれぞれ異なる課題を抱え、それぞれ専門の相談窓口や関係機関等で相談対応が行われているが、それが**世帯全体の課題として、支援に当たって連携すべき関係機関・関係者の間で把握・共有されていない事案**
- ◆ **より適切な支援を行うために、他の関係機関・関係者と情報を共有しておく必要があると考えられる事案**

生活困窮者自立支援制度の利用者の声①

生活困窮者自立支援制度における支援効果の評価に向けた利用者意見の収集・分析に関する調査研究報告書 平成30年3月一般社団法人北海道総合研究調査会

○相談窓口に相談したことによって状況がどのように変化したか



○自分に対する気持ちが、相談窓口を「利用する前」と「現在」を比べて「好転」している割合は64.8%



働くことや日常の生活、活動などへの意欲が、相談窓口を「利用する前」と「現在」を比べて「好転」している割合は53.8%



生活困窮者自立支援制度の利用者の声②

生活困窮者自立支援制度における支援効果の評価に向けた利用者意見の収集・分析に関する調査研究報告書
平成30年3月一般社団法人北海道総合研究調査会

○どんなサポートが、あなたの悩みや不安の解決に役立ちましたか

- ここに来たことで元気付けられましたね。「●●さん(利用者)、大丈夫ですよ。協力させてもらいますから」と言ってくれるんでね、こっちも「よし、頑張ろうー！」という気持ちになりましたよ。
- 最初の時に、食べ物とか提供してくれたりして、そういう物資の提供もありがたかったですが、「いま一番つらいときですよね」というようなお声がけがありがたかったし、嬉しかったです。
- 住居確保給付金の手続きとか、食べ物の提供、求職活動支援、弁護士への債務整理の相談など 全てに相談員が付き添ってくれたことも心強かったです。

○相談窓口を利用した感想をお聞かせください。

- 良かったことは全部なんですけど、本当に、なんていうか、生きてていいんだって思えた。なんですかね、何て言ったらいいかわからないけど。生きる術があるんだと教えてもらって。「頼れない人が頼ってもいい場所」だったことがすごい良かった。

○相談員と一番最後に連絡をとった時の状況を教えてください。

- 何とか生活がまわっているという電話をこちらからかけた際、喜んでくださって、励ましてくれました。本当に命助けてもらったと思っています。電話の際も、* *さんは(相談員:引用者注)いつもと同じ様子で穏やかに「頑張りましたね」というようなことを言ってくれました。聞いていて電話口で涙が出ました。有り難いな、頑張ろう、という気持ちになりました。

生活困窮者に対する支援の考え方（まとめ）

生活困窮者の状態像

○経済的困窮 ○就労困難 ○社会的孤立 ○精神疾患 ○機能不全家族 等々 複合的課題を抱えた状態

- ・自己肯定感の低下
- ・自尊感情の消失
- ・つながりの希薄化
- ・他人に助けを求めることが困難
- ・コミュニケーション能力や意欲の不足

「個」に対する支援

- 「制度の狭間」に陥ることを防ぐ「断らない相談支援」の実施
- 尊厳の確保
- 本人を主体とし、意欲や想いに寄り添った「伴走型支援」
- 積極的なアウトリーチ（早期の支援）

「個」と「地域」に対する支援

- 福祉、教育、住宅などの地域の関係機関、社会資源へのつなぎ
- 支援のための地域のネットワークづくり

地域社会の一員として、安心した生活、役割を持ち活躍できるように
－ 「支える側」、「支えられる側」を固定化せず、「支え合う」地域を構築 －

3

関連トピック

I 基本的な考え方

- 社会福祉の共通理念である「**地域共生社会**」の理念を踏まえつつ、「平成30年改正等による両制度の発展と課題への対応」、「新型コロナウイルス感染症感染拡大による生活困窮への対応も踏まえた課題への対応」の2つの観点から、これまでの主な議論を**中間的に整理**。
- この中には、制度化する上でその前提となる具体的な内容や実務上の検討を要するもの等、様々なものが含まれている。
- 今後、**法制上の措置が必要な事項**は、現段階におけるこの整理の方向性も踏まえながら、**制度化に向けた実務的な検討や自治体・関係省庁との調整等を進め、結論が得られた事項について対応**するとともに、**運用で対応できる事項**については**可能なものから順次対応**していくなど必要な対応を講じていくべき。

II 各論

1. 自立相談支援等のあり方

- 生活困窮者に係る関係機関の連携・情報共有促進のための**支援会議の設置の努力義務化**を検討
- 関係機関間の役割分担を明確化し、多様で複雑な課題を抱える**被保護者の援助に関する計画を作成**できるようにすること、計画作成を始めとする**支援の調整等のための会議体を設置**できるようにすることを検討

2. 就労・家計改善支援のあり方

- 生活困窮者の自立に向けた相談支援機能を強化するため、**就労準備支援事業・家計改善支援事業の必須事業化**を検討

3. 子どもの貧困への対応

- 生活保護受給中の**子育て世帯**に対し、**訪問等のアウトリーチ型手法**による学習環境の改善、進路選択、奨学金の活用等に関する**相談・助言を行う事業の実施**を検討
- **就労自立給付金**の対象を、**高卒で就職し1人暮らしのために世帯から独立する者等へ拡大**することを検討
- 大学進学後の生活費の支援は、生活保護の枠組みにとらわれず、修学支援新制度等の教育政策の中で幅広く検討すべき課題であり、**大学生に対する生活保護の適用は慎重な検討が必要**

4. 居住支援のあり方

- 現行のシェルター事業の対象外的生活困窮者を含め、**緊急一時的な居所確保のための支援**ができるよう検討
- **地域居住支援事業**（入居支援・見守り支援等）について、シェルター事業を実施しなくても実施できるように**運用を改善**
- シェルター事業又は地域居住支援事業の少なくとも一方の実施を**努力義務化**することを検討
- **住居確保給付金**について、職業訓練受講給付金との併給等の**新型コロナウイルス感染症への特例措置の一部恒久化**することを検討
（このほか、再支給、自営業者等への求職活動要件、児童扶養手当等の特定目的の給付の収入算定のあり方等についても検討）
- **無料低額宿泊所に係る事前届出義務違反の場合に罰則**を設けることを検討

5. 医療扶助等

- **都道府県が、市町村に対し、医療扶助・健康管理支援事業の実施**に関して広域的な観点から、データ分析や取組目標の設定・評価等に係る**助言・援助等を行う**ことを検討

6. 両制度の連携

- 生活保護世帯への支援や制度間のつながりを確保する観点から、**生活困窮者自立支援制度の就労・家計・住まいに関する事業を被保護者も利用できる仕組み**を検討

個人向け緊急小口資金等の特例貸付の貸付実績 (実施期間：令和2年3月～令和4年9月末)

	貸付決定件数	貸付決定金額
合計	382.3万件	1兆4,431億円
緊急小口資金	162.1万件	3,038億円
総合支援資金 (初回貸付)	114.7万件	5,913億円
総合支援資金 (延長貸付)	45.3万件	2,348億円
総合支援資金 (再貸付)	60.1万件	3,133億円

※ 各資金種別の貸付実施期間については以下のとおり。

- ・ 緊急小口資金及び総合支援資金（初回貸付）：令和2年3月～令和4年9月末
- ・ 総合支援資金（延長貸付）：令和2年7月～令和3年6月末
- ・ 総合支援資金（再貸付）：令和3年2月～令和3年12月末

緊急小口資金等の特例貸付を借りている生活困窮者への支援

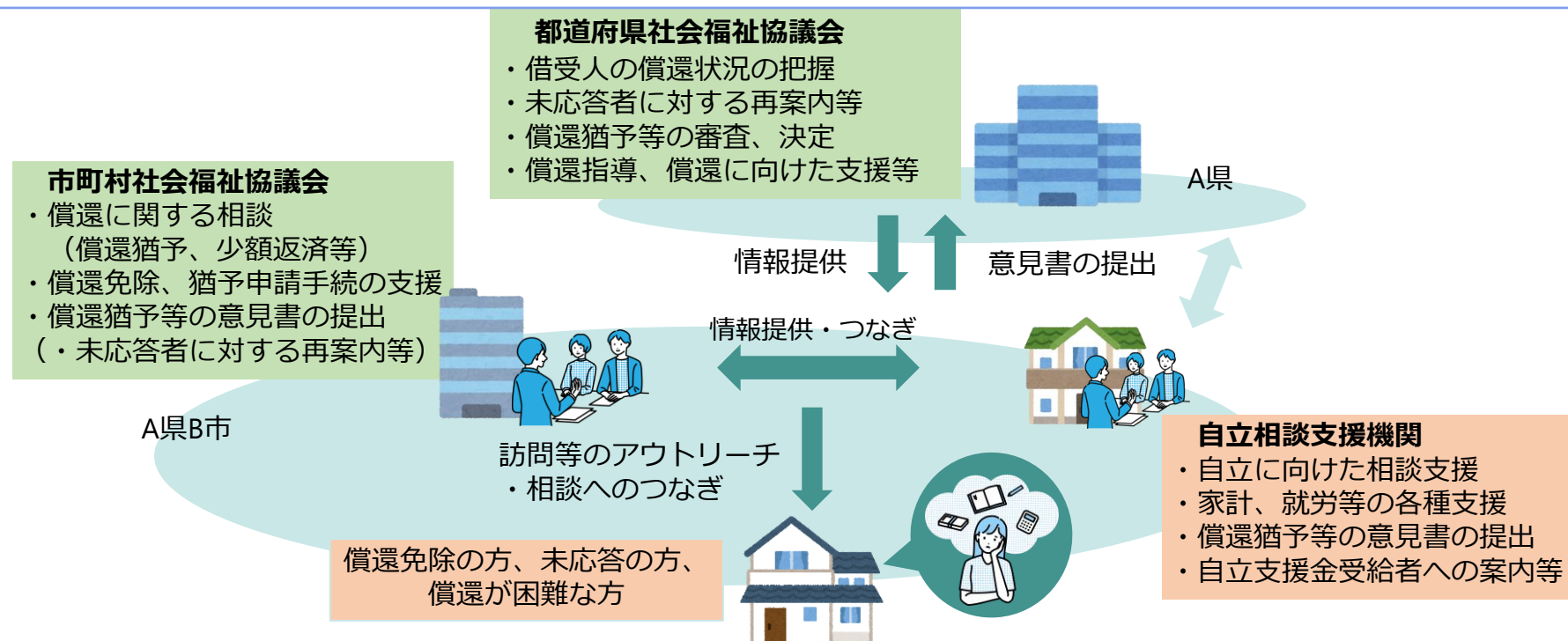
(都道府県社会福祉協議会・市町村社会福祉協議会・自立相談支援機関の連携)

対象者

新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少ため、緊急小口資金等の特例貸付を受けた者のうち、現在も生活に困窮していることにより生活困窮者自立相談支援制度による支援を必要としている者

自立相談支援機関における支援のイメージ

- ・ 社会福祉協議会からの情報提供も踏まえ、訪問等のアウトリーチや自立に向けた相談支援
- ・ 社会福祉協議会における特例貸付の償還免除や償還猶予に関する相談へのつなぎ
- ・ 家計改善、就労支援等の各種支援
- ・ 特例貸付の償還猶予等に係る意見書の提出



支援のヒント、最新情報等は こちらもご参照ください！

生活困窮者自立支援制度ニュースレター

生活困窮者自立支援制度の担当自治体職員・支援者向けに、
各自治体の取組や制度の最新情報など、
取組・支援の参考となる情報をお届けする
ニュースレターを発行しています。

厚生労働省 ひた、くらし、未来のために
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和5年3月31日 第39号
編集 厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課
生活困窮者自立支援室

生活困窮者自立支援制度 ニュースレター

【この号の内容】

1. 自治体短信

- ◆ 静岡県静岡市「医療・福祉・司法 なんでもかんでも相談会」

2. お知らせ・ご報告

- ◆ 室員紹介コーナー
- ◆ 令和5年4月、住居確保給付金の運用が大きく変わります
- ◆ 就労訓練事業の活用促進でSDGsに貢献（経済団体等への協力依頼）
- ◆ 今こそ、電気・都市ガス事業者との連携体制の構築を
- ◆ まもろうよ こころ ～自殺対策施策との連携であなともゲートキーパー！～
- ◆ ニュースレターへの掲載内容を募集します！

▲最新号

バックナンバーはこちら 

厚生労働省HP 「自治体担当者の方へ」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059401.html>



困窮者支援情報共有サイト ～みんなつながるネットワーク～

生活困窮者自立支援制度の担当自治体職員・支援者等向けに、
制度情報や研修の教材などを集約したウェブページです。
支援員専用ページには、
支援員同士が情報交換できるコーナーもあります。

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク

困窮者支援情報共有サイト ～みんなつながるネットワーク～

運営事務局 当サイトの利用について

キーワード検索

当サイトについて

知りたい

参加したい

調べたい

学びたい

厚生労働省



生活困窮者自立支援制度について、
「どのような制度なのか」
「どのような支援があるのか」
「どのように支援に取り組みたいのか」
などの情報をトータルに集めたサイトです。
④ サイトの画面を見る

困窮者支援情報共有サイト

<https://minna-tunagaru.jp/>

支援員専用ページの
ID、パスワードは、
地方自治体の生活困窮者
自立支援制度担当に
お問い合わせください※。

